

医師確保に向けた取組

健康医療福祉部医療政策課 医療人材確保係

(令和7年1月22日 甲賀圏域地域医療構想調整会議)

◆以下の4本柱により、将来にわたって良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な医師の確保に取り組む。

地域医療に貢献する 医師の「養成」

- ・県内唯一の医育機関である滋賀医科大学との連携を密にした養成
- ・地域医療に貢献できる医師を養成する「地域枠制度」の充実
- ・地域枠学生等が地域医療に貢献するキャリアを明確に描けるよう支援することを目的とした「キャリア形成卒前支援プラン」の充実
- ・地域枠学生や全国の医学生に対する修学資金等の貸付制度の継続

- 医学生向け貸付金（医学生修学資金、**拡**医師養成奨学金）
- 自治医科大学負担金
- 医師の魅力発信事業
- 医学生向け県事業PR、県内定着促進事業



滋賀県医師キャリアサポートセンター事業

- ・医師不足状況等の把握、分析
- ・医学生向け講演会等の実施
- ・相談窓口の設置
- ・医師、医学生向け情報発信
- ・県貸付金被貸与者への面談
- ・若手医師や女性医師のキャリア形成支援
- ・女性医師ネットワーク会議の運営
- ・医師キャリア形成プログラム(案)の作成 など

地域医療を担う医師の 「キャリア形成支援」

- ・キャリア形成と県内就業義務の両立を図ることを目的とする「キャリア形成プログラム」の充実
- ・地域枠医師等へのきめ細やかな面談によるキャリア形成支援
- ・臨床研修プログラムの充実や指導体制強化の支援
- ・専門研修プログラムの充実等の支援

- 拡**次世代の滋賀の地域医療を担う若手医師支援事業（入職前オリエンテーション）
- 新**滋賀の地域医療をリードする医師育成事業

- 臨床研修指導医講習・情報交換事業
- 臨床研修医・専門研修医確保対策事業
- 1年目研修医の研修・交流事業
- 実践的手術手技向上研修実施機関連備整備事業費補助金



地域医療を支える医師の 「定着支援」

- ・勤務環境改善等による医師の働き方改革の推進
- ・看護師をはじめとする医療従事者等へのタスクシフト/シェアの推進
- ・女性医師をはじめとする子育て世代の医師等への就業支援・再就業に向けた取組の支援
- ・滋賀県ドクターバンク（無料職業紹介事業）による医師の確保・定着促進

- 拡**病院勤務環境改善支援事業補助金
- 新**滋賀県がんばる医療応援補助金

- 復職支援等研修事業補助金
- 滋賀県ドクターバンク事業
- 滋賀県医療勤務環境改善支援センター事業
- ・医療機関からの相談対応
- ・医療機関へのアドバイザーの派遣
- ・勤務環境改善にかかる研修会開催
- ・勤務環境改善に関する広報、啓発
- ・勤務環境改善計画
- ・医師の時短計画の策定支援 など



地域・診療科の 「偏在是正」

- ・滋賀県地域医療対策協議会における地域枠医師等の配置調整
- ・県内各地域の医師充足状況や市町の実情を勘案した自治医科大学卒業医師の配置調整
- ・地域包括ケアシステムの充実等に向けた総合的な診療能力を有する医師の確保・育成
- ・医師が不足する診療科および専門分野における医師の充足に向けた検討

- 専門研修指導医派遣等支援事業
- 地域医療研修事業補助金
- 産科医確保研修・研究資金貸付金
- 産科医等確保支援事業
- 新**医師少数区域経験認定医師勤務推進事業補助金

- 医学生向け貸付金（再掲）（医学生修学資金、**拡**医師養成奨学金）
- 自治医科大学負担金（再掲）
- 復職支援等研修事業補助金（再掲）



事業の実施体制として、県と相互に連携して事業を実施

◆滋賀県医師キャリアサポートセンター （地域医療支援センター）

滋賀医科大学と共同で設置。医学生向け修学資金の貸与、キャリア形成支援、相談窓口の設置、地域医療に対する啓発、医師充足状況の調査分析等

◆滋賀県地域医療対策協議会

知事の附属機関として、医師確保計画の実施に必要な事項を検討（地域枠医師の派遣調整、キャリア形成支援等）

◆滋賀県医療勤務環境改善支援センター

令和6年（2024年）4月から始まる医師の時間外労働規制に向けて、滋賀労働局や滋賀県病院協会等と連携し、医療の質や安全の担保を図るため、医師の労働時間短縮・勤務環境改善の支援を実施

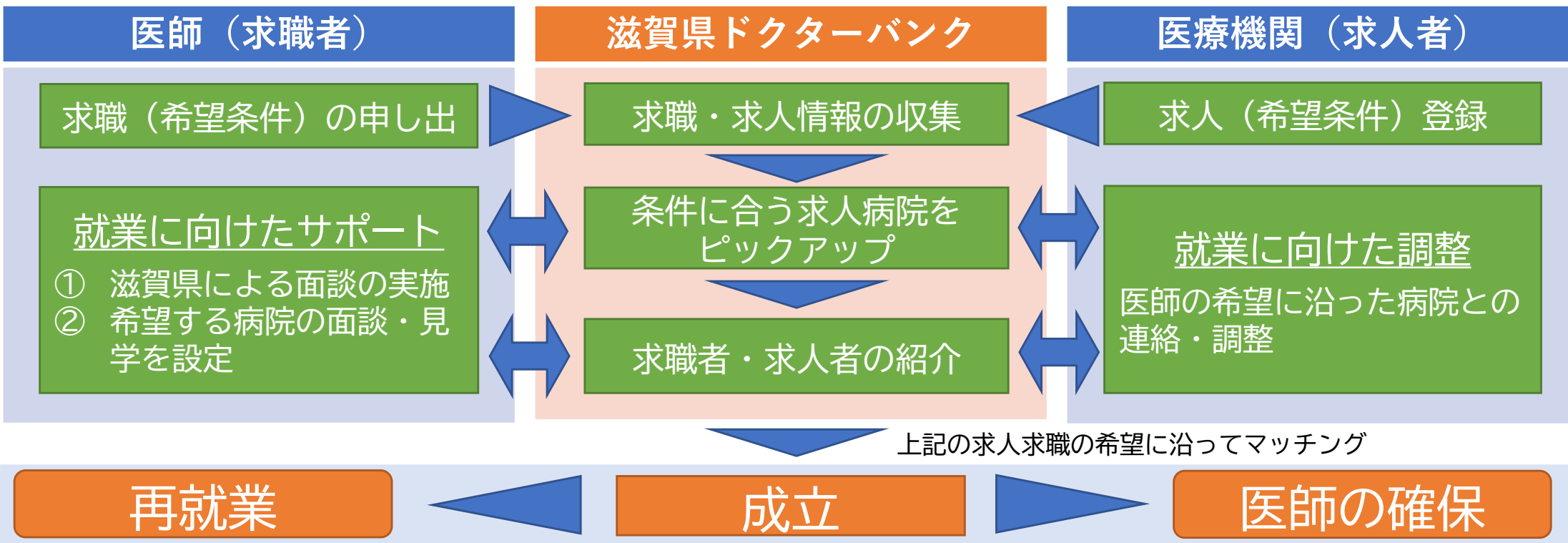
1

滋賀県ドクターバンク事業

事業概要

滋賀県ドクターバンク事業 とは…

滋賀県内の医師不足に対応するため、県内医療機関への就業を希望する医師の情報および県内医療機関の求人情報を収集、提供するとともに、医師と医療機関の間を取り持ち、就業の紹介・あっせんを行う**無料職業紹介事業**。



滋賀県ドクターバンク事業の拡充（令和5年度～）

背景

- 令和5年度の相談件数は4件、成約件数は1件。
（過去5年実績（R1～R5）：相談件数18件、成約件数4件）
- 制度の周知を含め、総合的に事業の仕組みを見直す必要がある。

現状・課題

- 求職の申し出から就業先の紹介までに時間がかかりすぎている。
- 職業紹介の形式に捉われないターゲットを絞った事業展開が必要。

滋賀県ドクターバンク事業の展開

4本柱によりターゲットを絞った事業を展開・拡充し、医師確保を推し進める。

1. 定年退職前後のシニア医師向け相談機能の充実

- 医師本人の了解を得たうえで、勤務先の病院から定年退職予定者リストの提供を受け、再就業を希望する医師を支援
- 医大同窓会との連携による、シニア医師へのアプローチ

2. 女性医師向け相談機能の充実

- ホームページ上に特設記事を掲載
- 滋賀医科大学男女共同参画推進室との連携強化（スキルズアッププログラム等への誘導）

3. 診療所の事業承継支援

- ニーズの把握
- プロセスの構築
- 事業の具現化

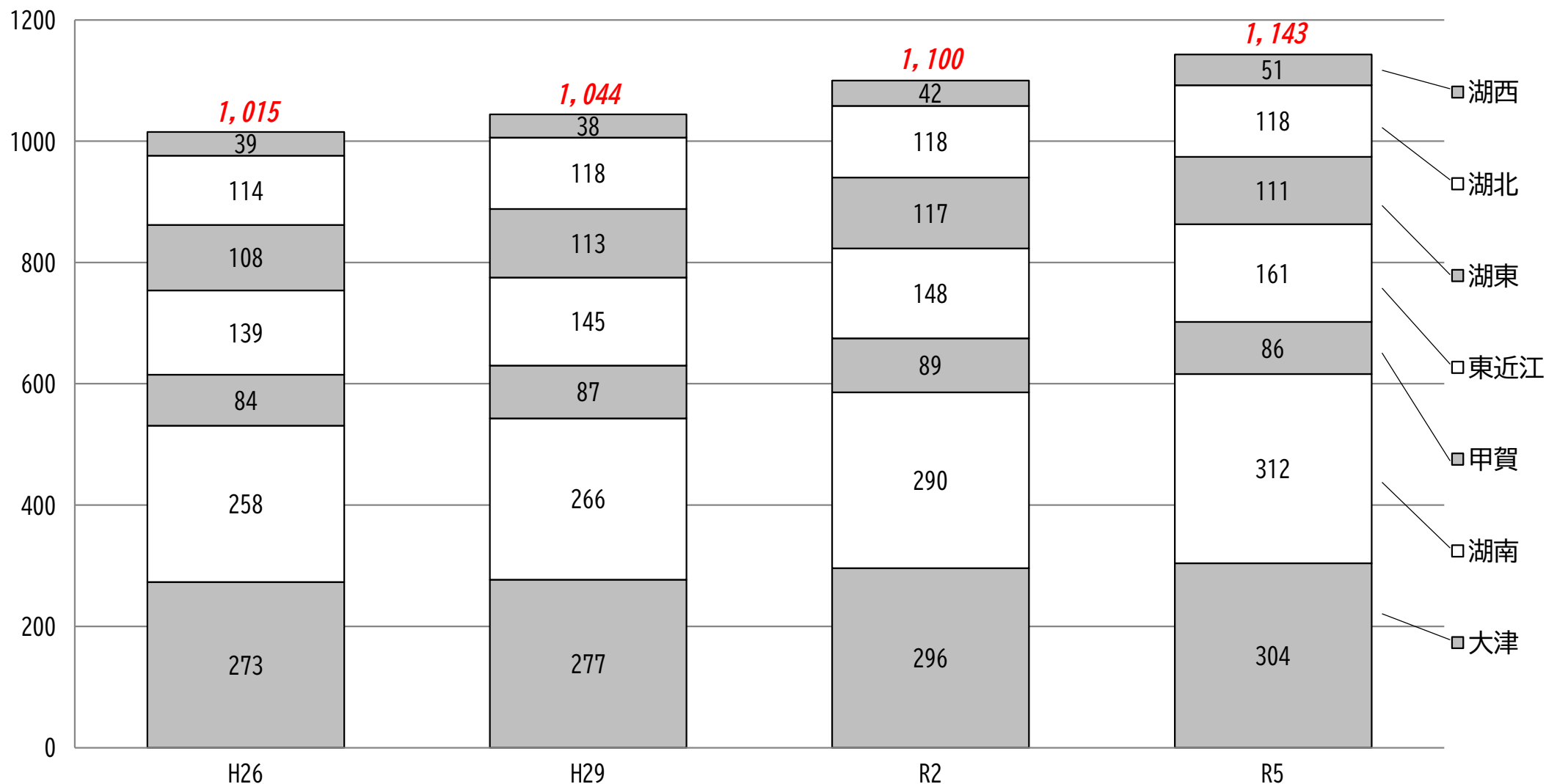
4. 広報の強化

- 県キャリアサポートセンターHPの活用
- HP上のフォームからの求職情報の登録、医療機関による求人情報の随時更新を可能に
- 広告媒体の再検討

診療所の事業承継支援

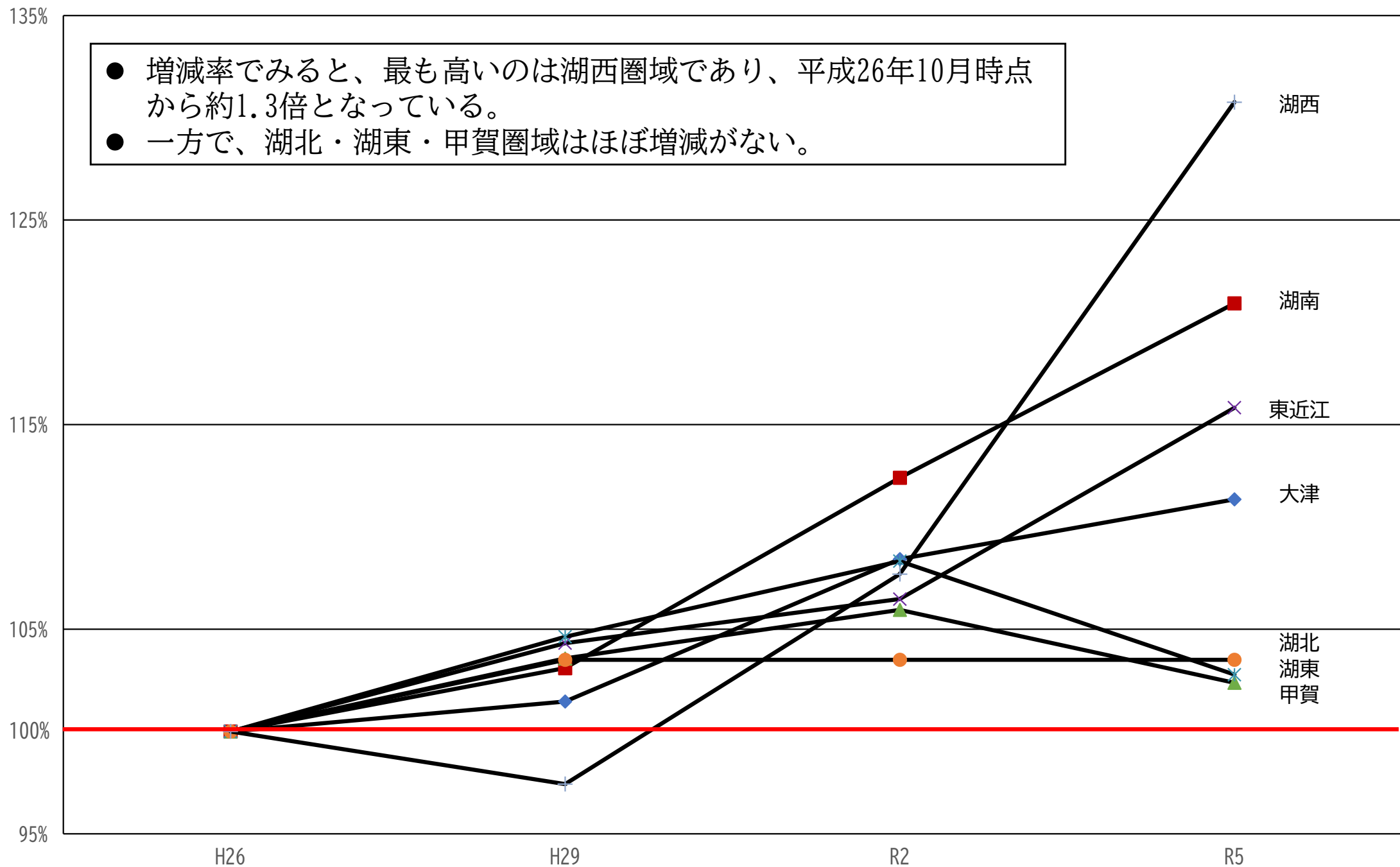
- 統計データ等
- アンケート調査
- 事業実施に向けた検討

県内診療所数の推移

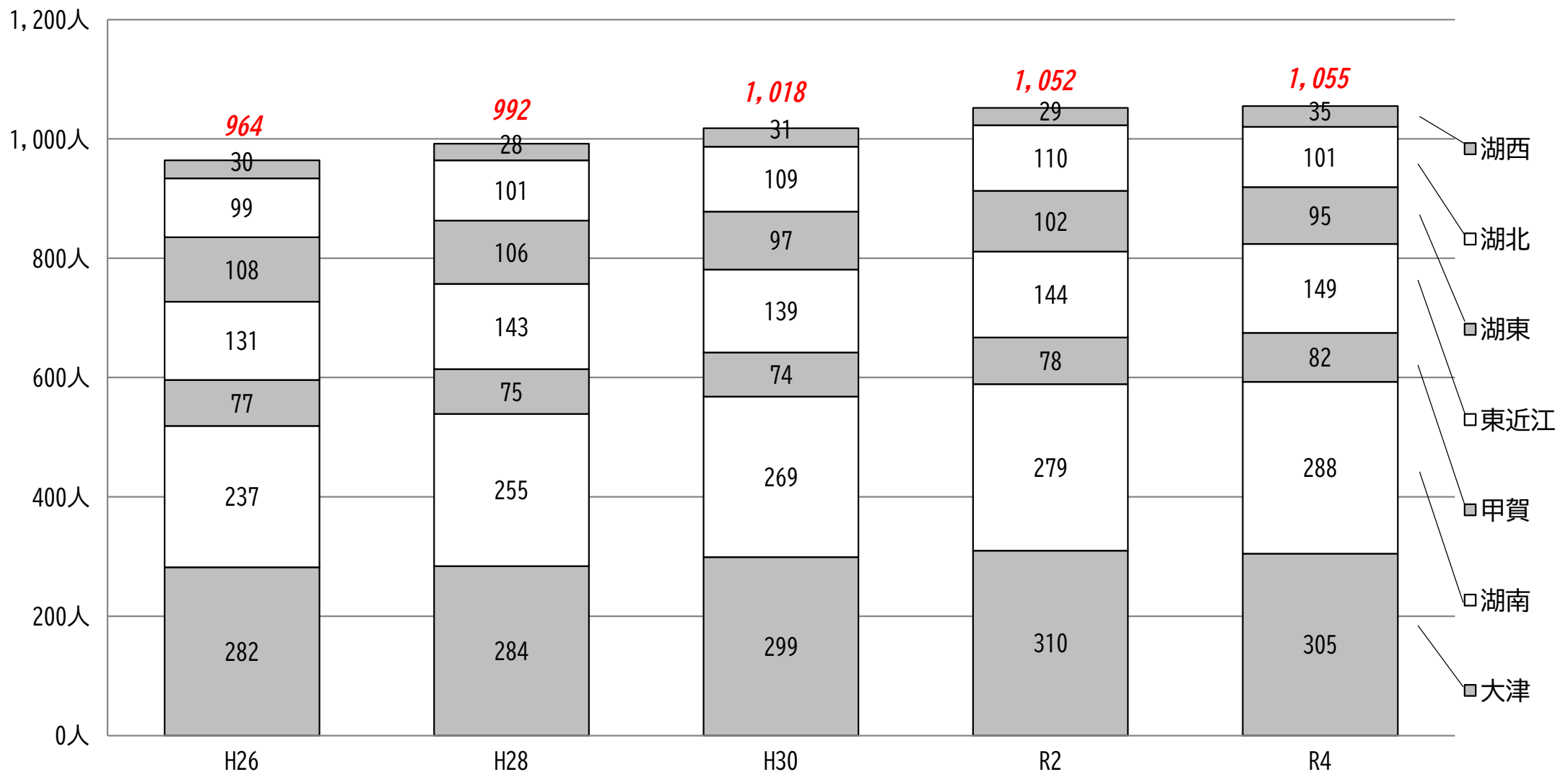


- 令和5年10月時点の本県の診療所は1,143か所。令和2年10月時点から43か所増加。
- 増加傾向にあり、医療圏域別にみると、湖南・大津圏域で特に増加しており、減少した圏域はない。

県内診療所数の増減率（H26を100%とした場合）

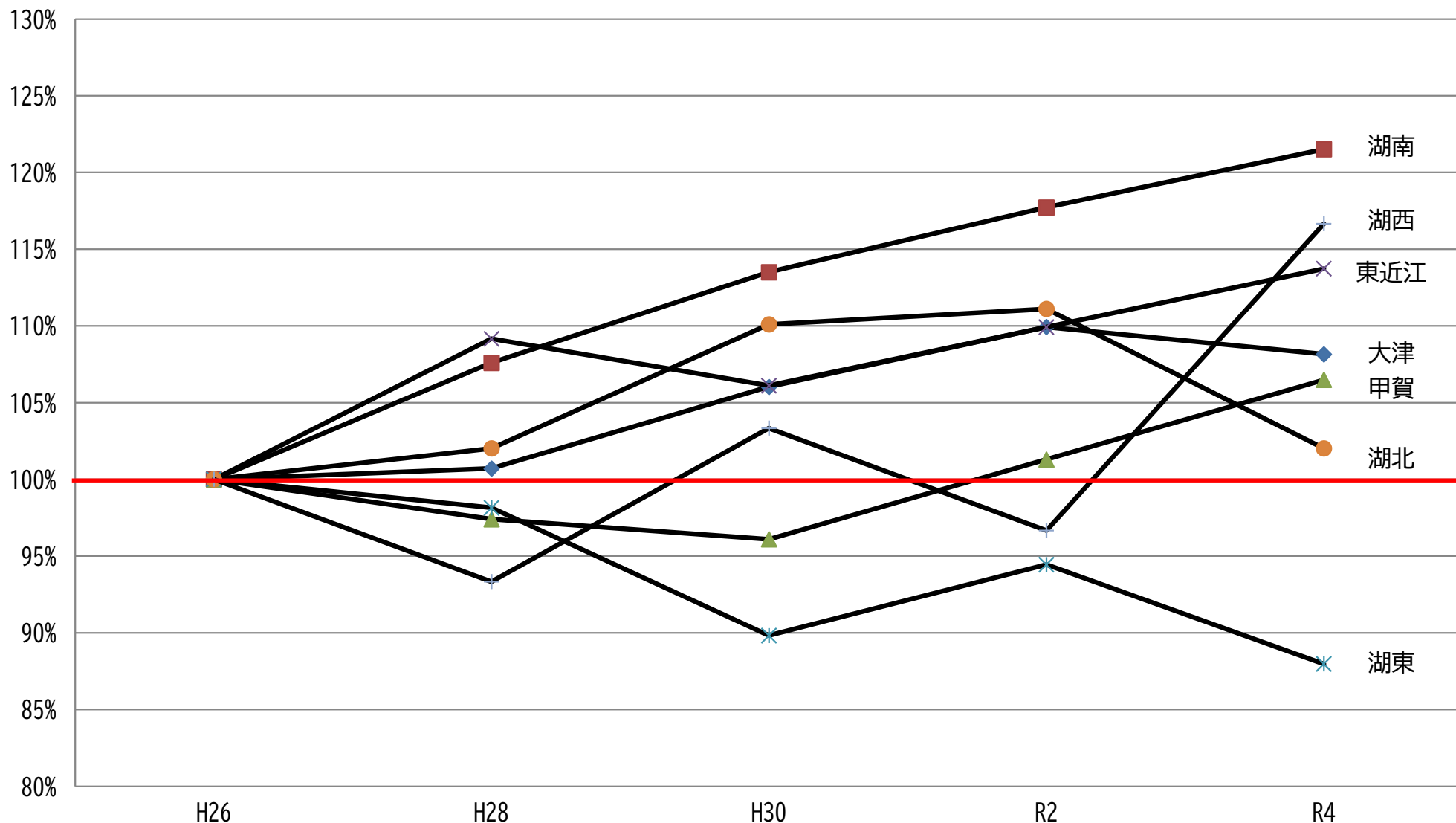


県内診療所医師数の推移



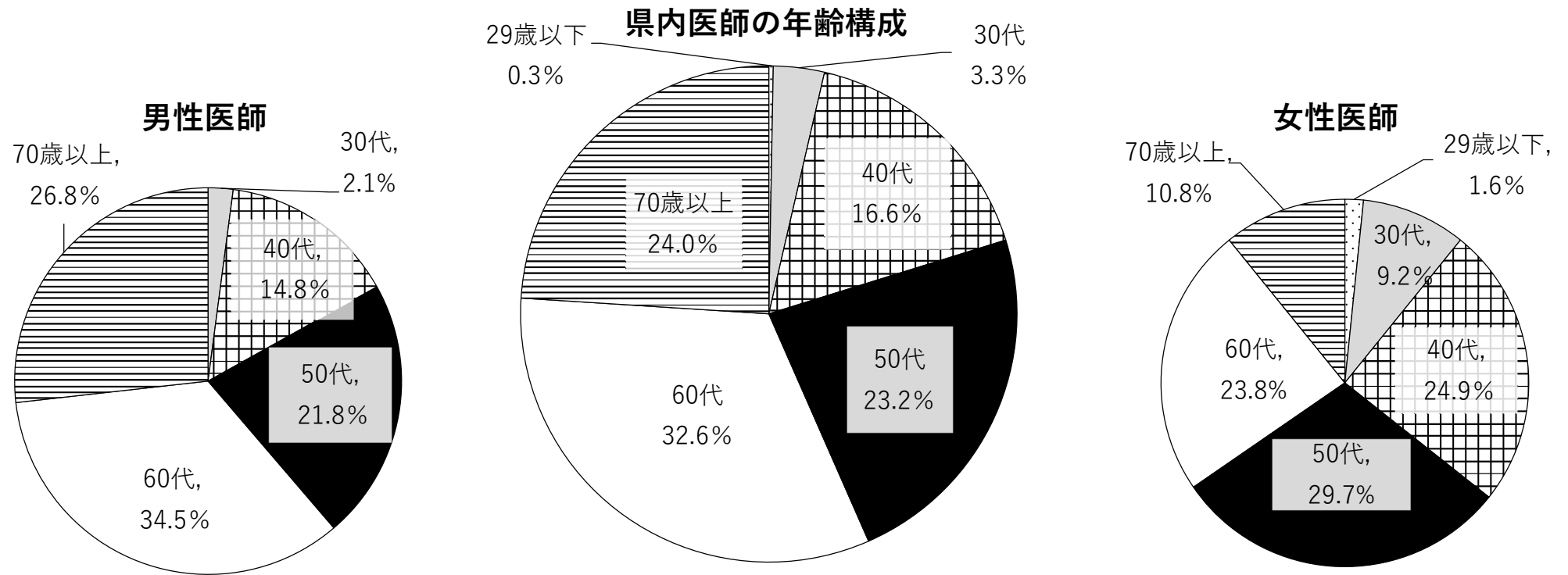
- 令和4年末現在の本県の診療所に勤務する医師数は1,055人。令和2年末時点から3人増加。
- 平成24年末時点と比較すると医師数は増加しているが、令和2年末時点と比較すると微増にとどまっている。

県内診療所医師数の増減率（H26を100%とした場合）



- 増減率でみると、最も高いのは湖南圏域であり、平成26年末時点から約1.2倍となっている。
- 一方で、湖東圏域では約0.9倍となっている。

県内診療所医師の男女別年齢構成



	29歳以下	30代	40代	50代	60代	70歳以上	計	平均年齢
男性医師（人）	0	18	129	190	300	233	870	62.0歳
女性医師（人）	3	17	46	55	44	20	185	54.4歳
計（人）	3	35	175	245	344	253	1,055	60.8歳
女性比率	100.0%	48.6%	26.3%	22.4%	12.8%	7.9%	17.5%	

医師偏在指標（病院・診療所）

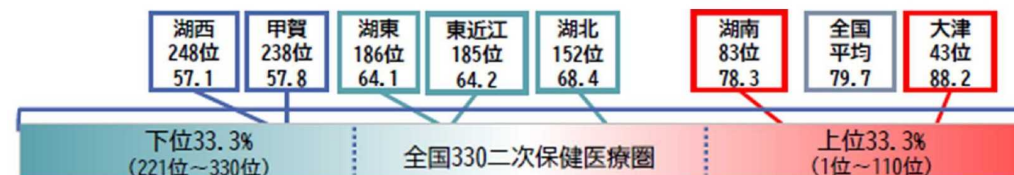
病院

区域	病院医師偏在指標	全国順位(※)	区分	病院標準化医師数(人)	人口(10万人)	標準化受療率比(病院)
全国	175.9			222,812	1266.54	1.00
滋賀県	188.9	14位	上位 33.3%	2,395	14.19	0.89
大津	282.7	7位	上位 33.3%	986	3.44	1.01
湖南	186.9	62位	上位 33.3%	518	3.42	0.81
甲賀	119.5	212位		140	1.45	0.80
東近江	154.0	101位	上位 33.3%	324	2.29	0.92
湖東	116.9	224位	下位 33.3%	141	1.56	0.77
湖北	149.7	111位		217	1.55	0.93
湖西	198.8	52位	上位 33.3%	69	0.48	0.72



診療所

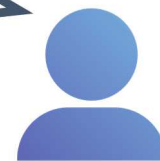
区域	診療所医師偏在指標	全国順位(※)	区分	診療所標準化医師数(人)	人口(10万人)	標準化受療率比(診療所)
全国	79.7			100,889	1266.54	1.00
滋賀県	72.8	27位		986	14.19	0.95
大津	88.2	43位	上位 33.3%	290	3.44	0.95
湖南	78.3	83位	上位 33.3%	262	3.42	0.98
甲賀	57.8	238位	下位 33.3%	75	1.45	0.90
東近江	64.2	185位		135	2.29	0.92
湖東	64.1	186位		93	1.56	0.93
湖北	68.4	152位		104	1.55	0.98
湖西	57.1	248位	下位 33.3%	27	0.48	0.99



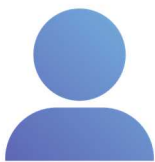
令和5年度滋賀県地域医療対策協議会における委員意見

甲賀圏域は相対的に見て医師少数区域になったが、少しずつ医師が増えてきているので、総合的に見て大きな危機感を持っているわけではない。公立甲賀病院は滋賀医科大学と「地域医療教育研究拠点に関する協定」を結んでいるため、キャリア形成のため医師が集まってきているのも大きい。

ただし、開業医の先生はかなり高齢化が進んでおり、この先10年となると開業医の先生方が廃業するという危機感を持っており、注視していかなければならない。



地元の医師会と話をする機会があったが、開業医の高齢化は進んでおり、5年後10年後にはかなり多くの開業医が辞めると聞いている。事業継承についても大きな課題となっている。



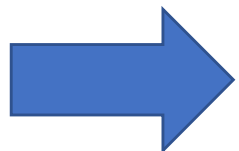
湖北圏域は医師が足りている地域に分類されているが、北部では採算の問題で診療所の後を継ぐ者がいないため、既設の国保診療所に複数医師を配置することで、どうにか医療提供体制を維持する状況になりつつある。（中略） 実際問題として、医師がいなくなった地域に医師を配置しようとしても、採算が取れないため上手くいかないことが多い。そのため、いざという時には基幹的な医療機関に運べるようにしておくなど、総合的な対策が必要になる。



（診療所の分布調査の考察として…）

滋賀県内のいずれの医療圏でも65歳以上の高齢医師の診療所が多いが、新規開業は大津・湖南医療圏に集中しており、同医療圏では今後も診療所の「面での連携」が取れるのならば地域医療の今後の継続に問題はないように思われる。しかしながら他の医療圏では、新規開業は少なくさらに全体に高齢化が進むことが予想される。

滋賀県医師確保計画において、「医師の高齢化等が進展する中で、県内の診療所が減少していくことが想定されるため、診療所等の事業承継を支援します」と記載



2

診療所の事業承継支援

- 背景
- アンケート調査
- 事業実施に向けた検討

「診療所の事業承継支援」に係るアンケート調査 ～概要～

1. 目的

診療所開設者の高齢化が進展するなかで、承継者が見つからずやむを得ず閉院を選択する診療所が少なくない状況となっており、地域医療の根幹となる一次医療に重大な影響を与えることが憂慮されることから、県内診療所を対象とした事業承継支援を検討するために、第三者（親族・従事者以外）による事業承継を希望されている診療所を把握する。

2. 調査方法

郡市医師会を通じてアンケート調査票を配布

（郵送、FAX、電子メール、HP掲載、例会で配布等 配布方法は郡市医師会により異なる）

3. 調査対象

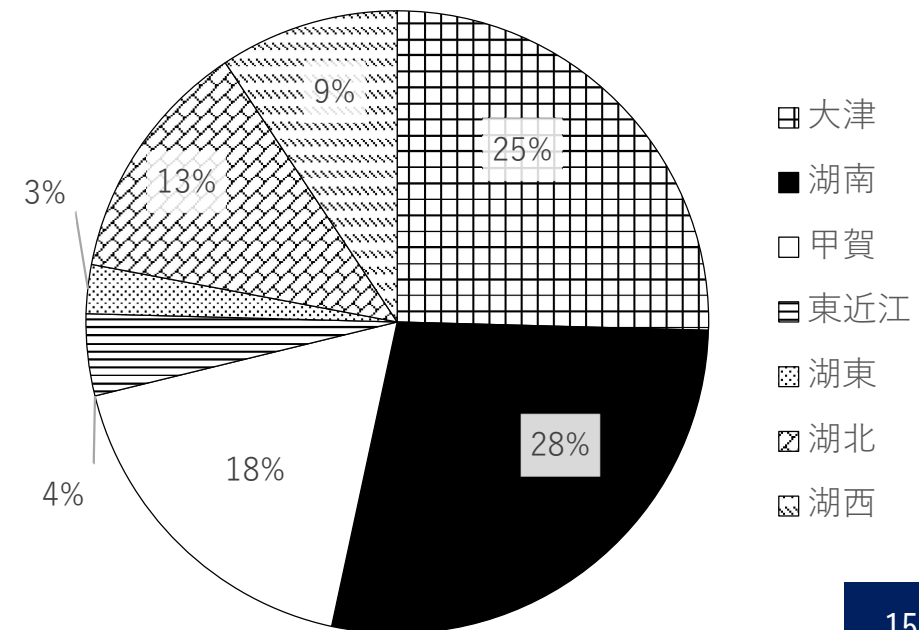
郡市医師会会員の診療所開設者

4. 調査期間

令和6年6月18日～8月21日

5. 回答数

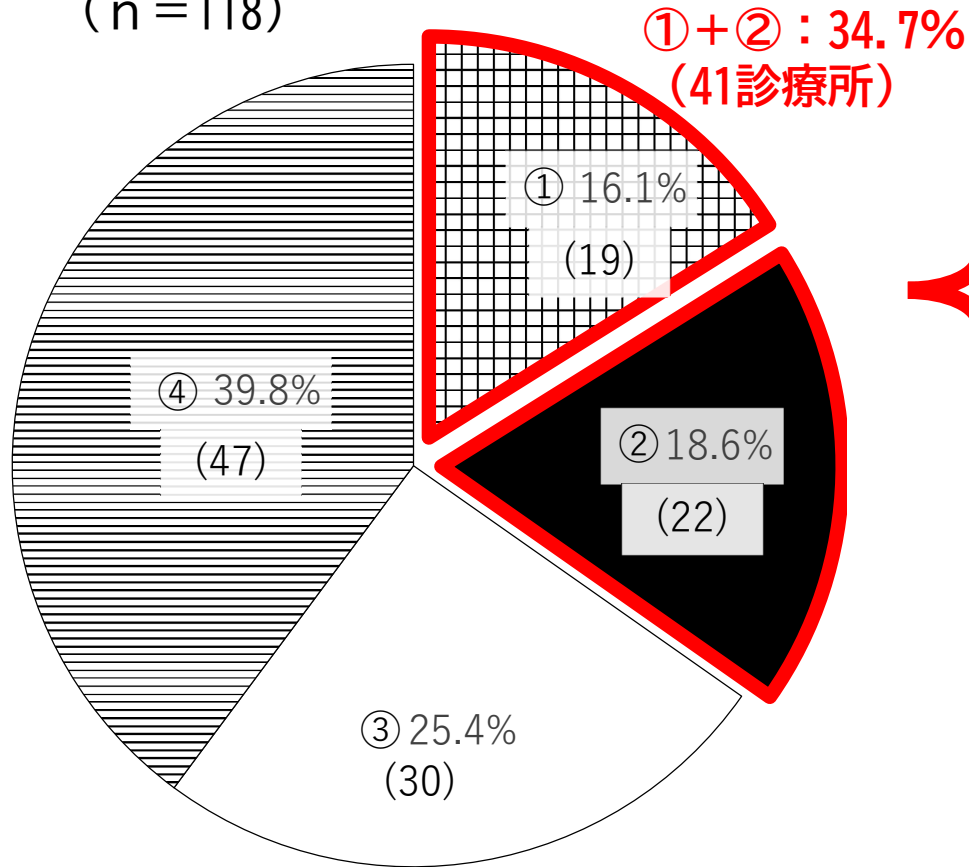
118診療所（回答率：約13.5%、A会員数：約870名）



「診療所の事業承継支援」に係るアンケート調査 ～全体～

第三者への事業承継の意向

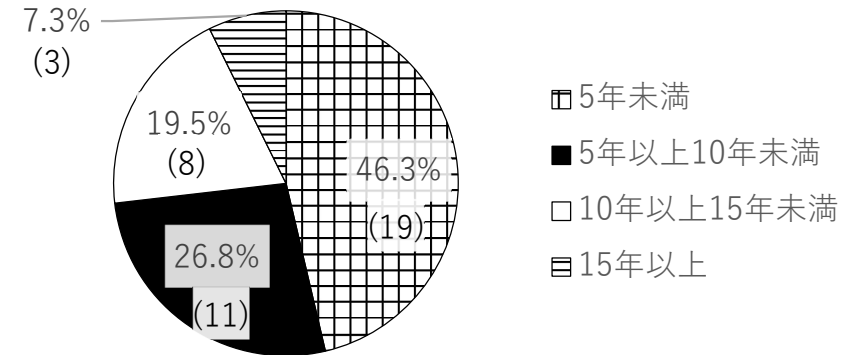
(n=118)



- ①数年の内の第三者への事業承継を考えている
- ②将来、第三者への事業承継を検討する予定である
- ③第三者へ事業承継する予定はない
- ④未定

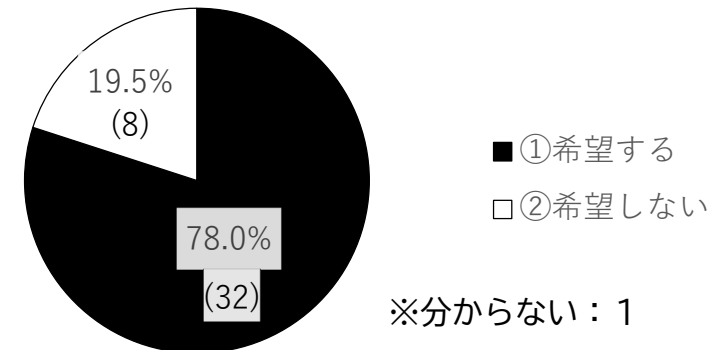
何年後？

(n=41)



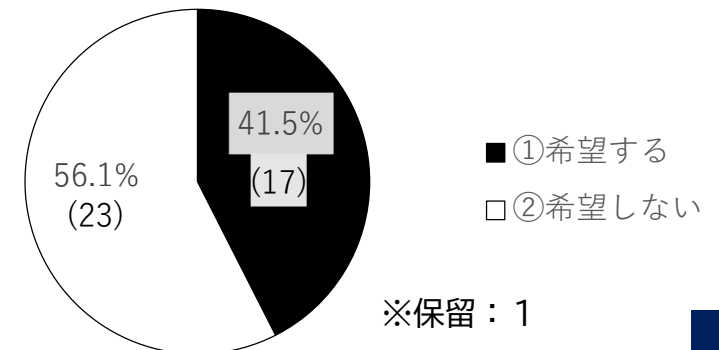
事業承継支援を希望するか？

(n=41)



キャリアサポHPへの情報掲載を希望するか？

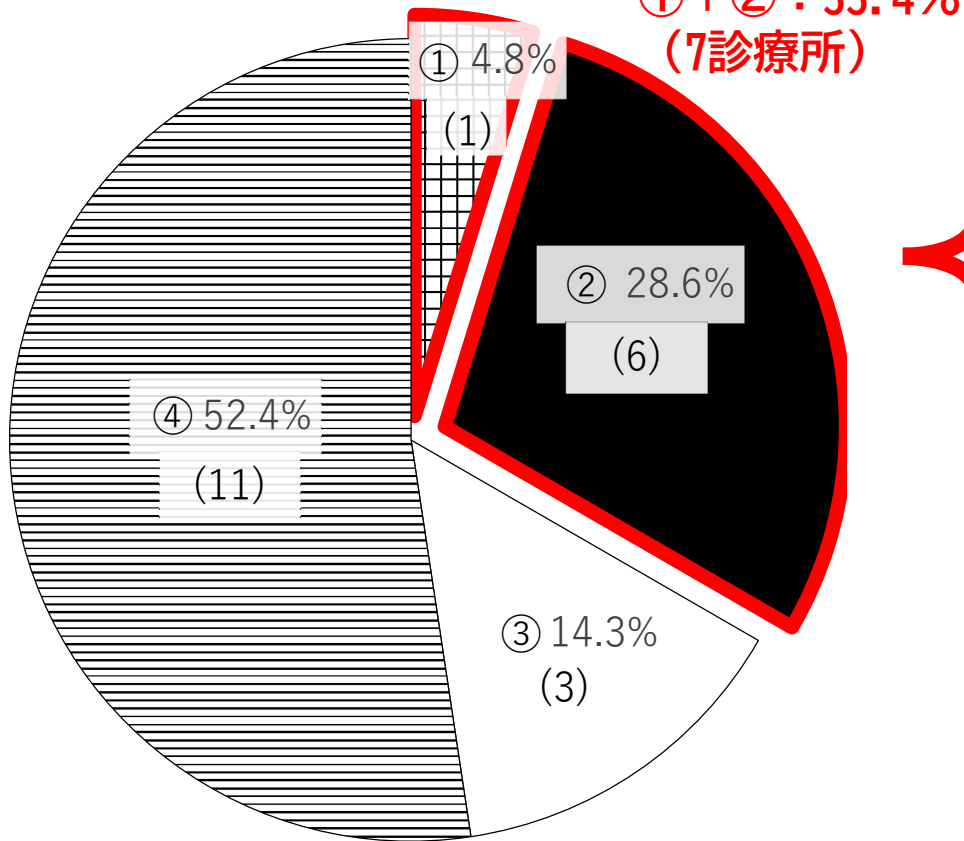
(n=41)



「診療所の事業承継支援」に係るアンケート調査 ～甲賀圏域～

第三者への事業承継の意向

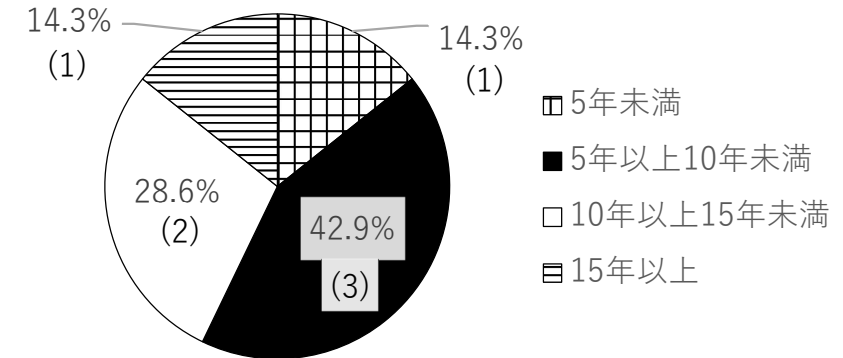
(n=21)



- ①数年の内の第三者への事業承継を考えている
- ②将来、第三者への事業承継を検討する予定である
- ③第三者へ事業承継する予定はない
- 目 ④未定

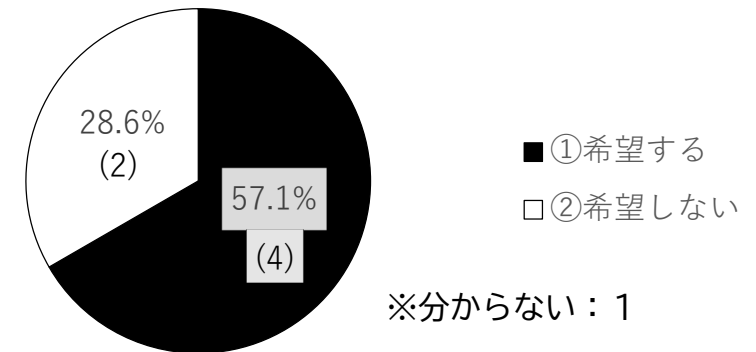
何年後？

(n=7)



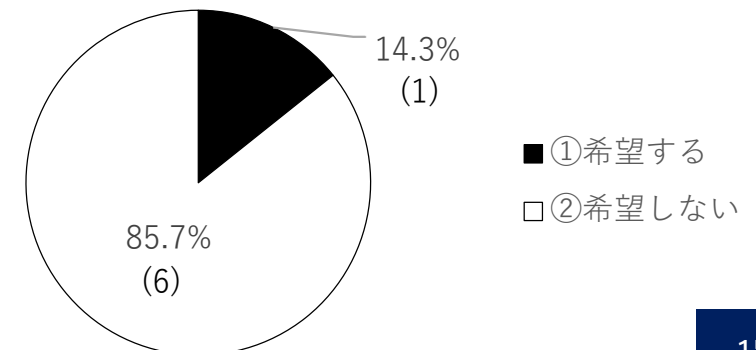
事業承継支援を希望するか？

(n=7)



キャリアサポHPへの情報掲載を希望するか？

(n=7)



事業承継の理由（一部抜粋）

- 高齢による ※70～80歳で引退を希望する方が多い印象
- 跡継ぎがおらず、現在の患者さんに迷惑をかけるから
- 動けなくなったり判断力が鈍ってからは遅いと考えるから
- デジタル化についていけないため
- 2030年電子カルテの義務化

診療所の事業承継支援に関するご意見（一部抜粋）

- 地域医療にまじめに取り組んでくれる方をお願いしたい。
- 素晴らしい取り組みですので応援しています。
- どんな条件でも承継してもらえると助かります。
- 湖西・湖北・湖東地域でどんどん開業医が減っていくと思うので、とても良い事業だと思う。開業を希望する個人だけでなく、地域医療に意欲のある複数の医師が在籍する医療法人も継承の対象としてご支援されると、なお良いと考える。
- 第三者に事業承継したいが、全ての条件が悪く誰も承継する人がいないのが現実である。これらが行政でなんとかかなるとは思えない。
- すでにA社をお願いして全国的に継承先募集中ですが、ひきあいはないようです。
- 継承先を探す際に情報管理が甘く、外部に漏れた場合、退職者を招いて組織崩壊の引き金になりかねない。

2

診療所の事業承継支援

- 背景
- アンケート調査
- 事業実施に向けた検討

診療所の事業承継支援（イメージ図）

課題

診療所医師の高齢化

- ・ 事業承継者の不在
- ・ 開業希望者とのマッチング不足

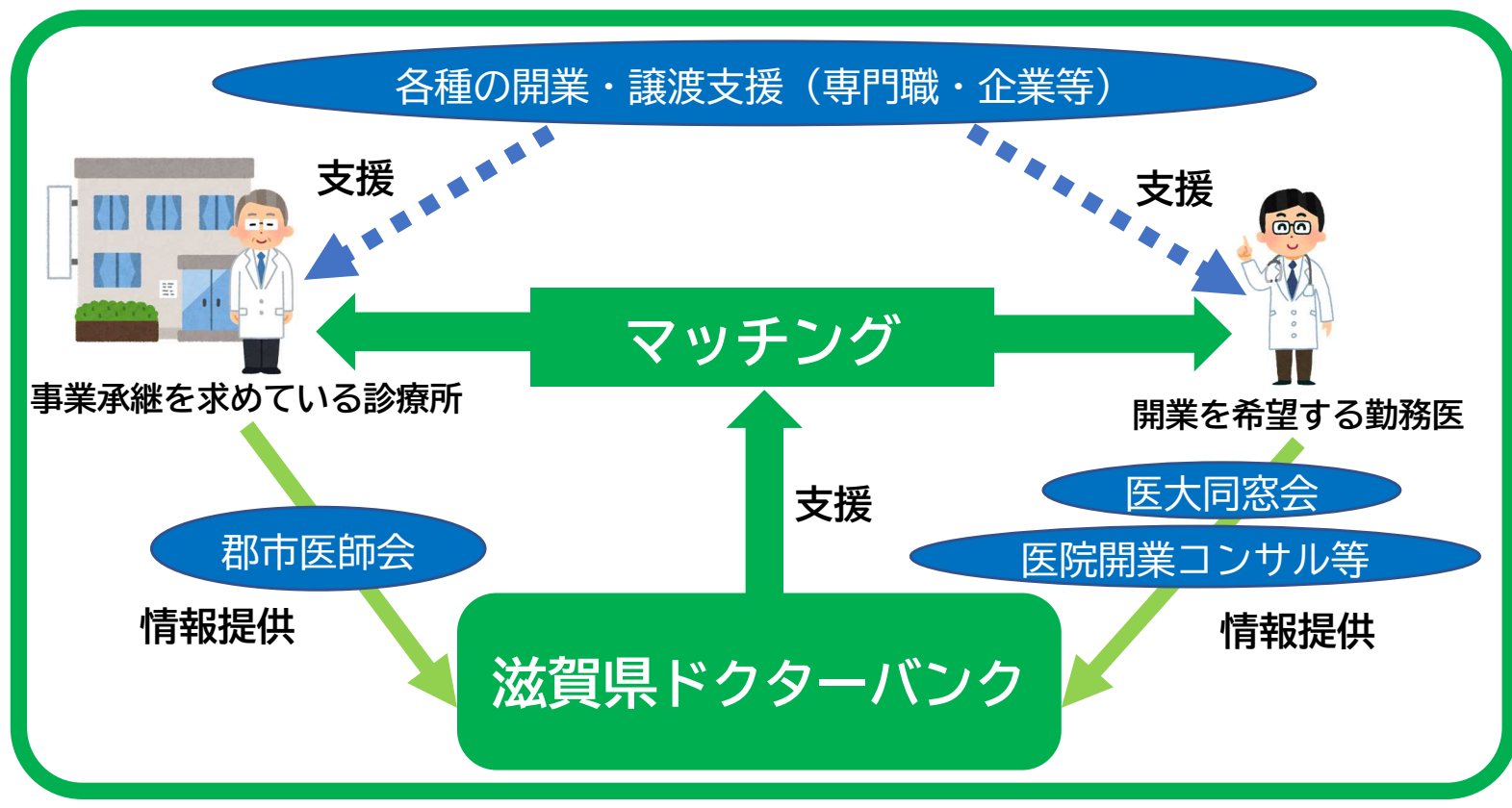
閉院



これまで

- ・ 個人的なツテ（医局の後輩等）
- ・ 県医師会、郡市医師会による広報（募集広告）
- ・ 民間人材紹介事業（高額な紹介料が必要）

解決策



課題・検討の方向性

課題

開業を希望する医師をどのように把握するか

マッチングしたとしても、県からは各種の開業・譲渡の専門的な支援ができない

過疎地域の事業承継

検討の方向性

キャリアサポHP内に特設ページ作成

- 承継希望者、開業希望者を募集
- 譲渡案件を掲載

事業承継支援を行っており、かつ開業希望者の情報を持っている民間事業者との連携

- 県で一定の要件を設け、5～10事業者を公募し、各事業者の支援内容、手数料の有無、特徴等を一覧でまとめ情報提供
- 情報提供だけでは実効性に欠ける？ 県医師会等との連携を検討？

【開業希望者向け】事業承継された診療所の開業資金を一部補助

- 開業資金の一部補助により過疎地域での事業承継が進むか？
(補助金により開業できても継続的な採算が見込めないと意味がない)

【承継希望者向け】

事業承継を行うためのコンサル料(成功報酬)を一部補助

- 事業承継には多額のコンサル料を要する(成功報酬として売り手または両者に請求)
- 承継希望者は事業承継に多額の費用を要するという認識が薄く、いざ事業承継を検討した時に「それだけ費用を要するなら閉院しよう」と判断するケースが多い。

※既存の補助制度あり(補助限度額50万、補助率2/3)

【参考】他県事例

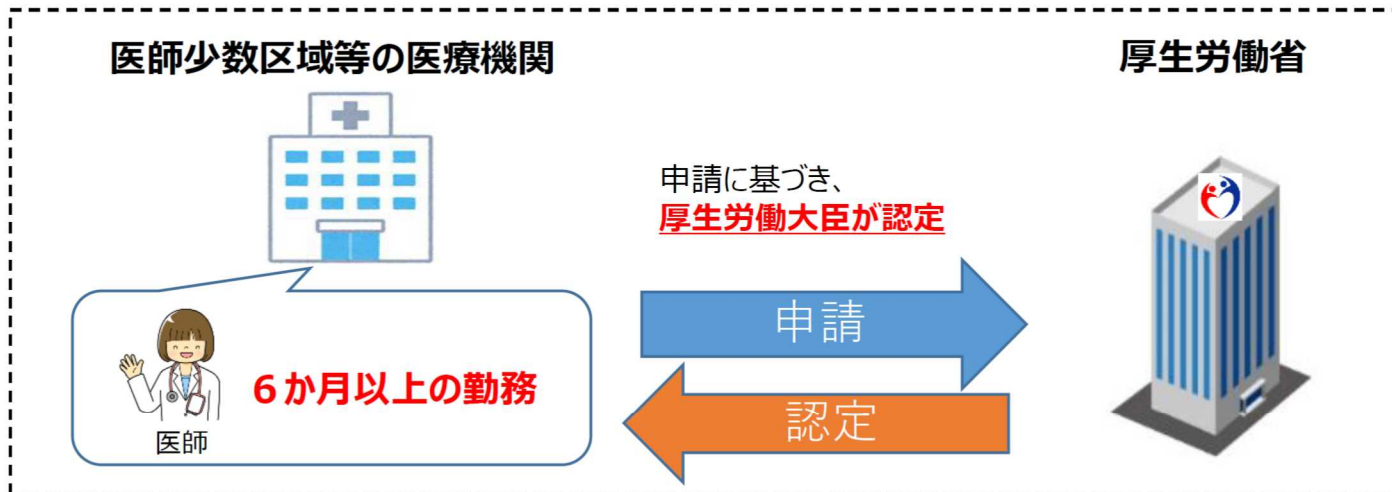
		福島県	秋田県	山口県	千葉県
マッチング 支援等	予算額	20,000千円	1,500千円	2,000千円	—
	事業内容	➢ 県医師会に委託 ➢ 承継希望者、開業希望者の情報収集によるマッチング支援 ➢ 相談対応、広報等	➢ 県医師会への全額補助 ➢ 承継希望者、開業希望者の情報収集によるマッチング支援 ➢ 広報、セミナー・税理士相談会の開催等	➢ 県医師会に委託 ➢ 承継希望者、開業希望者の情報収集によるマッチング支援 ➢ セミナー・相談会の開催、専門家派遣（医業経営コンサル、税理士）、広報、関係者会議等	➢ マッチング支援はなし ➢ 県主催でセミナー開催 ➢ 勤改センターを通じた医業経営アドバイザーの派遣
補助金 (開業希望者向け)	予算額	60,000千円	—	13,000千円	5,000千円
	事業内容	【補助対象者】 医業承継バンクによりマッチングされ、初期救急医療、在宅医療および公衆衛生の確保に寄与する診療所 【対象経費】 施設・設備整備に係る費用（施設の改装、医療機器の購入等） 【基準額】 40,000千円 【補助率】 1／2	—	【補助対象者】 県が行う医業承継支援事業によりマッチングした、へき地に所在する診療所等の譲受者 【対象経費】 承継に伴う診療所等の施設・設備整備、広告経費等 【基準額】 4,500千円 【補助率】 1／2	【補助対象者】 県内診療所の承継を受ける予定の者 【対象経費】 診療所を承継する際に、譲り受けに要する経費（需用費、役務費、権利購入費等） 【基準額】 1,000千円 【補助率】 10／10
実績等		➢ H30から累計で19件基本合意書取り交わし ➢ 市街地の事業承継に偏っており、採算が見込めない地域は医業承継が進んでいない	➢ R2～R4で1件マッチング ➢ 実績が乏しいため、県事業は終了（現在は県医師会が単独実施）	➢ 承継実績なし	➢ R5から累計で補助実績4件 ➢ うち1件が承継済み

医師少数区域経験認定医師制度

医療法第5条の2に基づく 医師少数区域経験認定医師制度のご案内

■ 認定について

医師少数区域等（※）に所在する病院又は診療所における医師の勤務を促進することを目的に、医療法第5条の2に基づき、当該病院等で**6か月以上勤務**し、診療や保健指導等に従事した医師を**厚生労働大臣が認定**します。



■ 認定を受けた場合

認定を受けた医師、当該医師が所属する医療機関は以下の制度が適用できます。

医師

① **管理者の資格**：地域医療支援病院の管理者

医療法第5条の2に基づく認定を受けた場合、地域医療支援病院の管理者とすることができます。（2020年度以降に臨床研修を開始した医師が管理者となる場合）

医療機関

② **補助金**：医師少数区域等で勤務を継続するためのスキルアップ支援

医師少数区域等で診療を行う認定医師のスキルアップを目的とした研修費等について、補助を受けることができます。（詳細な内容については各都道府県へご確認ください）

医師

③ **優遇融資**：医師少数区域等における診療所等の開設に係る融資条件の優遇

認定医師が、医師少数区域等において、診療所等を開設する際、建築資金等の融資条件の優遇融資が受けられます。

<照会先（制度）>

厚生労働省医政局地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室

電話番号 03-5253-1111（内線4095）

メールアドレス ishi-kakuho@mhlw.go.jp

厚生労働省ホームページ（医師確保対策）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kinkyu/index.html

<照会先（認定の申請、補助金、優遇融資）>

認定の申請、認定後の補助金及び優遇融資の各照会先は裏面をご確認ください。



※医師少数区域等…都道府県が医師確保計画で定める医師少数区域及び医師少数スポット。
医師少数区域等一覧：<https://www.mhlw.go.jp/content/001138084.pdf>

認定制度の詳細及び各種照会先

<認定制度の詳細>

■認定の要件

医師少数区域等に所在する病院又は診療所で6か月以上勤務し、かつ、当該病院等において次の業務を全て行ったことがある医師を認定します。

- ① 個々の患者の生活状況を考慮し、幅広い病態に対応する継続的な診療や保健指導（患者の専門的な医療機関への受診の必要性の判断を含む。）
[地域の患者への継続的な診療、診療時間外の患者の急変時の対応、在宅医療 等]
- ② 他の医療機関や、介護・福祉事業者等との連携
[地域ケア会議や他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンス等への参加 等]
- ③ 地域住民に対する健康診査や保健指導等の地域保健活動 [健康診断や予防接種等の実施 等]

<医師少数区域等における6か月以上※1の勤務※2とは>

※1 医師免許取得後9年以上経過していない場合は、原則として連続した勤務（妊娠・出産等による中断は可）とするが、9年以上経過した場合は、断続的な勤務の積算も可。

※2 認定の対象となるのは、2020年度以降の勤務とする。（臨床研修中の期間を除く。）

■申請内容

- 勤務した医療機関名と所在地
- 勤務した期間
- 業務内容 等

<各種照会先>

■認定の申請 ※認定の申請をする医師の住所地の都道府県を管轄する地方厚生（支）局

地方厚生（支）局	電話番号	ホームページ	管轄地域
北海道厚生局	011-709-2311	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/iji/ishinintei_00001.html	北海道
東北厚生局	022-726-9263	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/newpage_00188.html	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越厚生局	048-740-0754	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/iji/newpage_00283.html	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海北陸厚生局	052-971-8836	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihoukuryoku/gyomu/bu_ka/iji/newpage_00309.html	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿厚生局	06-6942-2492	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinkei/newpage_00262.html	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国厚生局	082-223-8204	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/iji/ishi_shousuukuiki_nintei_00002.html	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国厚生支局	087-851-9566	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/shinsei/kenko_fukushi/ninteishi_00001.html	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州厚生局	092-472-2366	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/iji/minority_areas.html	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

■認定後の医療機関向けの補助金 ※医療機関の所在地の都道府県

照会先等

所在地である都道府県庁の健康福祉担当課に、「認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業」について、お問合せください。

■認定後の医師向けの優遇融資

（独）福祉医療機構	電話番号	ホームページ	地域
本部（東京）	03-3438-9937	https://www.wam.go.jp/hp/kakuju/	開設地が東日本の方
大阪支店	06-6252-0219		開設地が西日本の方